

令和5年第10回岐阜市農業委員会総会議事録

開催日時

令和5年8月9日(水) 午後3時00分

開催場所

岐阜市役所 庁舎6階 6-1大会議室

出席委員

梶下 信孝 ・ 西垣 隆 ・ 岩佐 哲司 ・ 山口 貴範
江崎 美咲 ・ 藤吉 理功 ・ 林 明 ・ 林 安廣
山中 敏彰 ・ 河田 均 ・ 松野 芳正 ・ 清水 健吉
館林 朋子 ・ 高橋美穂子 ・ 永田 俊幸 ・ 野々村 貢

議長

栗本 恒雄

農地利用

伊藤 一仁 ・ 塩谷 芳美 ・ 大野 政司 ・ 大野 達朗

最適化推

小川 正美 ・ 加藤 一夫 ・ 窪田 博 ・ 栗原 修司

進委員

神山 肇 ・ 小林 英彦 ・ 近藤 敏弘 ・ 高橋 正男

田中 光弘 ・ 玉田 昇三 ・ 戸崎 和美 ・ 野水 千尋

林 俊郎 ・ 平手 金治 ・ 福井 恒夫 ・ 本田 忠男

松岡 静典 ・ 宮部 辰男 ・ 村瀬 東三 ・ 森瀬 秀雄

柳原 芳靖 ・ 山口 温朗

事務局

主幹 多田 有里 副主幹 佐藤 智香

主査 小木曾高志 主査 中村 修

副主査 池場 由佳 主任 三輪 幸

主任主事 井上 靖之 主任主事 小野寺亜実

主事 臼井 健人 主事 桂川 裕貴

議 事

- 議案第 41 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による農地転用許可申請の審議について
- 議案第 42 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による農地転用許可申請の審議について
- 議案第 43 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による農地転用許可申請の審議について
- 議案第 44 号 租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項の規定による農地等に係る相続税の納税猶予の適用に関する適格者証明願の審議について
- 報告第 24 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出の受理の報告について
- 報告第 25 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出の受理の報告について
- 報告第 26 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出の受理の報告について

議長

それでは、令和5年第10回岐阜市農業委員会総会を開会いたします。
ただいまの出席委員は、19名中17名で過半数に達しておりますので、本会議は成立することを報告いたします。
議案に入るに先立ちまして、本日の議事録署名者を指名でお願いしたいと思っております。
それでは、議席番号5番山口貴範委員、議席番号6番江崎美咲委員の両委員、よろしくお願ひいたします。
なお、農地利用最適化推進委員の皆様方も意見や質問がありましたら御遠慮なく御発言ください。

【林(明)委員離席】

議長

それでは、議案の審議に入ります。
議案第41号農地法第3条第1項の規定による許可申請の審議について、今回の申請は、所有権の移転7件、使用貸借の設定1件、以上を議題といたします。事務局の説明を求めます。

多田主幹

それでは、議案第41号について説明いたします。
農地を耕作目的で所有権を移転する場合や、使用収益を目的とし権利を設定する、若しくは移転する場合の許可申請です。
3条申請受人には、権利取得後の農地の効率的な利用を誓約する営農計画書の提出を求め、農地の権利取得に必要な全部利用効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件について確認しております。
今回提案しております申請は、いずれも農地法に規定する不許可基準に抵触しないものであると判断しております。
それでは、2ページをお願いします。
1番、島地区の申請は、農業経営を開始するための所有権移転です。180平方メートルの畑を譲渡人から譲受人が譲り受け、野菜を栽培するものです。
2番及び3番、常磐地区の申請は、農業経営の合理化による所有権移転です。それぞれ田を兄弟間で交換して経営の合理化をするものです。
4番、南長森地区の申請は、農業経営を拡大するための所有権移転です。3ページをお願いします。
5番、南長森地区の申請は、農業経営を拡大するための所有権移転です。
6番、北長森地区の申請は、農業経営を拡大するための所有権移転です。

7番、黒野地区の申請は、農業経営を開始するための使用貸借の設定です。高齢のため1,044平方メートルの畑の耕作管理が困難となった妻の祖父から借り受け、野菜を栽培するものです。

8番、三輪地区の申請は、農業経営を開始するための所有権移転です。338平方メートルの畑を譲渡人から譲受人が譲り受け、既にある栗の木に追加で木を植樹し、栗を収穫するものです。

以上でございます。

議長

ただいま、議案第41号について事務局から説明がありました。

各申請者の営農状況等について、担当地区の委員の皆様から説明いただきます。

それでは、1番、島地区は、永田俊幸委員をお願いします。

永田委員

1番の申請は、農業経営を開始する受人へ、畑を譲り渡すものです。

7月31日に、農業委員、事務局職員、受人とともに、現地立ち会いを行いました。

申請地では、野菜を栽培される予定です。

受人は、申請地の隣地で事業を営んでおり、地元の取り決めなどを守り、耕作を適正に行う旨を確認いたしましたので、許可は問題ないと考えております。

議長

ありがとうございました。

続きまして、2番から3番、常磐地区は、河田均委員、をお願いします。

河田委員

2番から3番の申請は、親族間で共同所有していた農地をそれぞれの単独所有とし、農業経営の合理化をはかるものです。

申請地では、引き続き水稻を栽培される予定です。

受人は、所有する他の農地も適正に管理されており、地元の取り決めも承知されておりますので、許可は問題ないと考えております。

議長

ありがとうございました。

続きまして、4番から6番、南長森地区、北長森地区は、事務局から説明いたします。

多田主幹

4番の申請は、農業経営を拡大する受人へ、畑を譲り渡すものです。

7月26日に農地利用最適化推進委員、事務局職員及び受人と共に、現地立会いを行いました。

申請地では、野菜を栽培される予定です。

受人は、所有する他の農地も適正に管理され、地元の取り決めも承知されておりますので、許可は問題ないと考えております。

5番の申請は、農業経営を拡大する受へ、田を譲り渡すものです。

申請地では、水稻を栽培される予定です。

受人は、所有する他の農地も適正に管理され、地元の取り決めも承知されておりますので、許可は問題ないと考えております。

6番の申請は、農業経営を拡大する受へ、畑を譲り渡すものです。

7月27日に農地利用最適化推進委員、事務局職員及び受人と共に、現地立会いを行いました。

申請地では、野菜を栽培される予定です。

なお、受人は、世帯において所有する他の農地も適正に管理されており、地元の取り決めも承知されておりますので、許可は問題ないと考えております。

議長

ありがとうございました。

続きまして、7番、黒野地区は、野々村委員、お願いします。

野々村委員

7番の申請は、農業経営を開始する受へ、畑を貸し出すものです。

8月2日に、農地利用最適化推進委員、事務局職員、申請者と共に、現地立会いを行いました。

受人は、近隣で耕作している家族の指導を受けながら、申請地では、野菜を栽培される予定です。

申請地では、引き続き水稻を栽培される予定です。

また、受人は地元の取り決めについても十分承知されており、適正に耕作するとの意向も確認しましたので、許可は問題ないと考えております。

議長

ありがとうございました。

続きまして、8番、三輪厳美地区は、藤吉理功委員、お願いします。

藤吉委員

8番の申請は、農業経営を開始する受へ畑を譲り渡すものです。

8月7日に、農地利用最適化推進委員、事務局職員、受人とともに、現地立ち会いを行いました。

申請地では、果樹を栽培される予定です。

受人には、地元の取り決めなどを守り、耕作を適正に行う旨を確認いたしましたので、許可は問題ないと考えております。

議 長

ありがとうございました。
議案第 41 号について、何か御意見等ございましたら御発言願います。

議 長

御発言もないようですので、採決に入ります。
議案第 41 号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議 長

全会一致で、原案のとおり決定いたします。

【林(明)委員復席】

議 長

続きまして、議案第 42 号農地法第 4 条第 1 項の規定による農地転用許可申請の審議について、1 件、以上を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

多田主幹

それでは、議案第 42 号について説明いたします。
市街化調整区域内にある農地を、耕作する者自らが転用する場合の許可申請です。
5 ページの総括表をご覧ください。
今回は、1 件、381.00 平方メートルです。
6 ページをお願いします。
1 番、鷲山地区の申請は、貸駐車場に転用するものです。
申請地は、街区の面積に占める宅地の面積の割合が 40 パーセントを超えているため、第 3 種農地と判断します。
よって、許可し得るものです。
以上でございます。

議 長

ただいま、議案第 42 号について説明を受けました。
議案第 42 号について、何か御意見等ございましたら、御発言願います。

議 長

御発言もないようですので、採決に入ります。
議案第 42 号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議 長

全会一致で、原案のとおり決定いたします。

議 長

続きまして、議案第 43 号農地法第 5 条第 1 項の規定による農地転用許可申請の審議について、今回の申請は、所有権の移転 6 件、以上を議題といたします。事務局の説明を求めます。

多田主幹

それでは、議案第 43 号について説明いたします。

市街化調整区域内にある農地を農地以外のものにするため、所有権の移転又は貸借による権利の設定を行う場合の許可申請です。

8 ページの総括表をご覧ください。

今回は、6 件、合計 5,598.00 平方メートルです。

9 ページをお願いします。

1 番、常磐地区の申請は、所有権の移転により貸駐車場及び貸資材置場に転用するものです。

申請地は、街区の面積に占める宅地の面積の割合が 40 パーセントを超えているため、第 3 種農地と判断します。

よって、許可し得るものです。

2 番、芥見地区の申請は、所有権の移転により太陽光発電施設に転用するものです。

申請地は、水管、ガス管が埋設されている道路の沿道の区域であって、かつ申請にかかる農地からおおむね 500 メートル以内に 2 以上の教育施設があるため、第 3 種農地と判断します。

よって、許可し得るものです。

3 番、三輪地区の申請は、所有権移転により産業廃棄物収集運搬業駐車場に転用するものです。

申請地は、街区の面積に占める宅地の面積の割合が 40 パーセントを超えているため、第 3 種農地と判断します。

よって、許可し得るものです。

10 ページをお願いします。

4 番、三輪地区の申請は、所有権の移転により、太陽光発電施設に転用するものです。

申請地は、街区の面積に占める宅地の面積の割合が 40 パーセントを超えているため、第 3 種農地と判断します。

よって、許可し得るものです。

また、この申請につきましては、1,000平方メートルを超える大規模転用になりますので、38ページに位置図を付けてございますので、御覧ください。

5番及び6番、三輪地区の申請は、所有権の移転により産業廃棄物収集運搬業解体処理物置場及び選別作業場に転用するものです。

申請地は、いずれも水管、下水道管が埋設されている道路の沿道の区域であって、かつ申請にかかる農地からおおむね500メートル以内に2以上の医療施設及び公共施設があるため、第3種農地と判断します。

よって許可し得るものです。

また、5番の申請につきましては、1,000平方メートルを超える大規模転用になりますので、39ページに位置図を付けてございますので、御覧ください。

以上でございます。

議長

ただいま、議案第43号について説明を受けました。

4番及び5番、三輪地区の申請については、現地調査を行いました。

それでは、4番及び5番、三輪地区の申請について、藤吉理功委員、お願いします。

藤吉委員

4番の申請は、太陽光発電施設として転用するものです。

5番の申請は、解体処理物置場及び選別作業場として転用するものです。

8月7日に、農地利用最適化推進委員、事務局職員及び転用事業者と共に現地立会いを行いました。

立会いの際に申請地付近の農地、水路について、影響がないように確認しており、許可は問題ないと考えております。

議長

ありがとうございました。

議案第43号について、何か御意見等ございましたら、御発言願います。

議長

御発言もないようですので、採決に入ります。

議案第43号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議長

全会一致で、原案のとおり決定いたします。

議 長

続きまして、議案第 44 号租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項の規定による農地等に係る相続税の納税猶予の適用に関する適格者証明願の審議について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

多田主幹

それでは、議案第 44 号について説明いたします。

11 ページをお願いします。

今回は、6 件提出されており、明細は 12 ページのとおりです。

特例適用農地面積は、4,716 平方メートルとなっております。

証明願の内容審査は、遺産分割協議書等により、相続人の確認を行い、特例適用農地について適正な耕作が行われていることなど、納税猶予を受けるための要件を備えているか、事務局において十分調査し、提案しております。

以上でございます。

議 長

ただいま、議案第 44 号について説明を受けました。

議案第 44 号について、何か御意見等ございましたら、御発言願います。

議 長

御発言もないようですので、採決に入ります。

議案第 44 号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議 長

全会一致で、原案のとおり決定いたします。

議 長

議案につきましては、以上でございます。

続きまして、報告に移ります。

報告第 24 号から第 26 号について、事務局の説明を求めます。

多田主幹

それでは、報告第 24 号農地法第 3 条の 3 の規定による届出の受理の報告について、説明いたします。許可が不要の相続等による農地の権利取得の届出です。

15 ページをお願いします。

届出は、26 件、合計 49,074.97 平方メートルです。

続きまして、報告第 25 号農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出の受理の報告について、説明いたします。

17 ページをお願いします。

市街化区域内の農地を耕作者自らが転用する第4条届出の総括表となります。

届出は、9件、合計5,508.00平方メートルです。

明細は、18ページから20ページです。

続きまして、報告第26号農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理の報告について、説明いたします。

22ページをお願いします。

市街化区域内の農地を転用目的のため権利の移動、若しくは設定を行う第5条届出の総括表となっております。

届出は、60件、合計30,319.31平方メートルです。

明細は、23ページから37ページです。

農地の権利取得及び市街化区域内農地の転用につきまして、届出内容が適法であると認められたものにつきまして、農業委員会事務局規程に基づき、令和5年7月に農業委員会事務局長が受理を行いましたものを報告いたしました。

以上でございます。

議長

議案、報告は以上になりますが、何かございますか。

それでは、以上を持ちまして、本日の会議を終了いたします。

ありがとうございました。

議長は、本日の会議終了につき午後3時27分閉会を宣す。